

平成25年12月27日  
消 防 庁

## 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う告示の公布 (南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設)

消防庁では、「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）」を本日公布しました。

なお、当該告示案について平成25年12月5日から平成25年12月18日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見はありませんでした。

### 1 告示の公布

消防庁では、以下の告示を平成25年12月27日に公布しました。

- 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）

### 2 公布された告示の内容

今回の「南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設」の制定事項は、以下のとおりです（告示の概要は別紙のとおりです。）。

- 南海トラフ地震防災対策推進計画に定めるよう努めなければならないとされている事項のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」とされた消防用施設について、総務省告示で以下の施設を規定するものです。
  - 一 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
  - 二 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
  - 三 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
  - 四 消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）又は高機能消防指令センター
  - 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震の防災のため特に必要と認められる消防用施設



（事務連絡先）

消防庁防災課 館対策官、中島事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

FAX 03-5253-7535

## 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行等に伴う告示の制定について

平成25年12月  
消防庁防災課

### 【告示制定の背景】

第185回臨時国会において、衆議院災害対策特別委員長提案として提出されていた東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が可決・成立し、本年11月29日に公布されたことから、改正法の施行及びこれに伴う東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）の一部改正に伴い、所要の告示を定めるものである。

### 【告示制定の内容】

改正法では、地方防災会議等が南海トラフ地震防災対策推進計画において「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項」を定めるよう努めなければならないとされている。

「政令で定めるもの」のうち、政令において「消防用施設で総務大臣が定めるもの」とされたものについて、救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等を総務省告示で規定することとする。

【施行期日】 平成25年12月27日から施行する。

○総務省告示第四百八十九号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一項第一号ハの規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設を次のとおり定める。

平成二十五年十二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一項第一号ハの規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設は、次の各号に掲げる消防用施設とする。

- 一 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 二 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 三 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- 四 消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）又は高機能消防指令センター
- 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震の防災のため特に必要と認められる消防用施設

## 附 則

この告示は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。